

○総務省令第五十七号

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに係法令の規定に基づき、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十九日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（登録の更新）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事

業上の関係からみて会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）（当該会社等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の三分の一を超えて自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の五分の一以上三分の一以下を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 当該子会社等以外の他の会社等の代表取締役若しくは代表執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(2) 当該子会社等以外の他の会社等の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任している者の総数の五分の一を超える割合を占めていること。

ロ その他当該会社等が当該子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すること
に同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の三分の

一を超えて保有している場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イ又はロに掲げる要件のいずれかに該当するもの

第二十二條の二の五の次に次の一條を加える。

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十二條の二の五の二 令第二條第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前條第一項各号に掲げる方法のうち電気通信事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第二十二條の二の六中「前條第一項第四号」を「第二十二條の二の五第一項第四号」に改める。

第五十四條の二中「電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第八條第三号」を「令第十條第三号」に改める。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の項を次のように改める。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	第十条第一項及び第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む）、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第三十八条の二、第八十条第二項、第八十六条第二項及び第三項、第一百七十七条第二項及び第三項（同項については、第二百二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十一条（第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第三百六十五条
------------------------	--

第一項並びに第百七十二条第一項

別表電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)の項を次のように改める。

電気通信事業法施行

規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)

第五条第一項及び第二項(同項については、同項第一号及び第二号の場合に限る。)、第七条、第八条第一項及び第二項(同項については、同項第一号及び第二号の場合に限る。)、第九条第一項から第四項まで(同項については、同項第一号及び第二号の場合に限る。)、第十条第二項及び第四項、第十一条第五項、第十二条第一項、第四項及び第七項、第十五条、第十九条、第十九条の八、第二十二條の二の七第一項第五号、第二十二條の七、第二十三條の三、第二十三條の五、第二十三條の七、第二十三條の九の三、第二十三條の十四、第二十三條の十五、第二十四條、第二十五條の二から第二十五条の五まで、第二十五条の七の二から第二十五条の九まで、第二十六条、第二十七条の五、第二十八条、第三十条、第四十条の三、第四十条の四の三第一項、第四十条の五、第四十条の九第一項、第四十条の十第一項、第四十条

の十二、第四十条の十三、第四十条の十四第一項第二号、第四十条の十七、第四十条の十八、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項、第五十七条、第六十条の二並びに第六十三条第三項

別表接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の項を次のように改める。

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）	第二十一条
----------------------------------	-------

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、電気通信事業法施行規則様式第一の改正規定中「~~第6条~~」を「~~電気通信事業法施行規則~~」に改め、同令様式第四の改正規定中

29 電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
30 上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

を

29 電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
30 上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

に

改める。

第五条のうち電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）様式第十五の二の次に次のように加える改正規定中「様式第十五の二」を「様式第十五の二の二」に改める。

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。